

子宮頸がん検診実施要領

子宮頸がん検診実施要領

第1 目的

子宮頸がんは早期に発見し治療を行えば、ほとんど治癒することから、早期発見は重要である。検診の利便性を図り受診率向上をめざすとともに、子宮頸がん検診の精度の向上により死亡率の減少をめざす。

第2 対象者および受診間隔

- (1) 子宮頸がん検診の対象者は、当該市町に住所を有する20才以上の女性とする。子宮頸がん検診の対象者は当該市町が発行した「子宮頸がん検診受診券」を持参するなど市町が認める者に限る。
- (2) 検診の回数は、同一人について2年に1回とする。
- (3) 対象者のうち下記のもの除く
 - ・対象疾患で治療中のもの

第3 検診の方法

1 検診の範囲

問診、視診、子宮腔部及び頸管内の細胞採取。並びに双合診を行い検診票に所見を記入することが望ましい。

2 問診・視診検査

「子宮頸がん検診票」(以下「検診票」という。)を用いて問診を行う。問診の結果、最近6ヶ月以内に不性器出血(一過性の少量出血・閉経後出血)、月経異常、褐色帯下の症状を有していたことが判明した受診者に対しては、体がんの有症状者である疑いがあるものとして、体がん検診の受診を勧奨する。

3 細胞診

細胞診採取の前に

- (1) 被検者には、検診前に排尿させること。
- (2) 月経時の細胞採取はできるだけ避ける
- (3) 血液や過剰な粘液・滲出液を綿棒やガーゼなどであらかじめ除去する

細胞診の採取

- (1) 細胞診は液状化検体細胞診(LBC法)とする。ただし、妊婦健診における子宮頸がん検診は従来法とする。
- (2) 子宮腔部および頸管内の細胞採取前に、内診、腔洗をしてはならない。

- (3) 静かに腔鏡をかけ、子宮頸部を視診する。
- (4) ブラシで、子宮腔部頸部から十分に細胞を採取する。
(採取ブラシの使用方法に従い正しく使用すること)
- (5) 採取後はブラシを速やかにバイアルに入れる
- (6) バイアル内でブラシが広がるように素早く 10 回程度押し付け、最後にバイアル内で強くかき混ぜる
- (7) ブラシはバイアル内に残さず廃棄する。
- (8) 配送中に液漏れが発生しないようしっかり蓋をしめる。
- (9) バイアルの氏名を再度検診票と確認するなど、受診者の取り違えに十分注意を払う。
- (10) 受診券、検診票、検体(バイアル)をセットし、福井県健康管理協会の集配で回収する。回収の際には、再度氏名の確認を行い間違いがないことを確認する。

細胞診

- (1) 協会は、検診実施機関から回収した検診票、検体、受診券の確認を行い、速やかに液状化検体専用機器で処理し、パパニコロウ染色後顕微鏡下で観察行う。
- (2) 顕微鏡検査は、協会の日本臨床細胞診学会認定の細胞検査士が行い、最終判断については、協会の細胞診専門医の指導のもとに行うものとする。
- (3) 細胞診団結果はベセスダシステムによって分類する。
- (3) 協会は、検体を 5 年以上保存しなければならない。

第 4 検診結果の通知および事後処理

1 検診結果の通知

- (1) 協会は、ベセスダシステムによって分類した判定結果を検診票の細胞診所見欄に記入し、システムにより検診結果をまとめる。
- (2) 結果の「指示事項」に基づき、検診結果を「子宮頸がん検診結果のお知らせ」（以下「結果通知書」という。）により、プライバシーの保持に十分留意の上、原則 1 か月以内に受診者本人に直接通知する。
- (3) 協会は、検診結果一覧を集団検診においては検診日ごとに、個別検診においては、1 か月ごとに受診者台帳を作成し、受診券を付けて市町に通知する。
また、個別検診においては個別検診実施機関に、受診者ごとに「細胞診結果報告書」により結果通知するものとする。

- (4) 協会は、「要精検」の通知をした場合、精密検査担当医療機関に対して「子宮頸がん精密検診結果報告書」(以下「精密結果報告書」という。)を送付するなど、一次検診結果を精密検査機関に提供し正確な精密検査が実施できる体制を考慮する。また、精密検査実施機関から一次検診結果の問い合わせがあった場合は、速やかに結果を報告し併せて精密検査結果報告を依頼する。

2 事後管理

- (1) 検診実施機関は、検査標本、問診票および検診結果を必ず5年間保存し、精度管理上求めに応じて提出するものとする。
- (2) 協会は、市町や医療機関と連携し、要精検者の精密検査の受診状況を把握し、3か月ごとに市町へ未受診者調査および受診勧奨を依頼するなど精検受診率の向上に努める。
- (3) 協会は「要再検」「要治療」「要体がん検査」「臨床所見要精検」など、要精検者以外の受診者の追跡、データ管理についても適切に行う。

3 精密検査結果の報告

- (1) 精密検査を行った場合は、「精密検診結果報告書」(以下「精検結果報告書」という。)を協会へ提出する。

協会は、精密検査登録医療機関から送付のあった精密検査の結果を取りまとめ市町に通知する。

第5 その他の留意事項

子宮体部の細胞診について

1 対象者

子宮頸がん検診の問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血(一過性の少量の出血、閉経後出血等)、月経過多、不規則月経等)及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者

2 対応

がん検診の結果通知時に、問診により「体がん検診が必要である」ことを伝え、十分な安全管理のもとで体がん検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

3 不正性器出血とは

閉経後出血、不規則月経、下着に付着した染み程度の赤色斑点(スポッティング)、一次的な少量の出血及び褐色帯下等出血に起因するすべての状態を含む

4 細胞採取

吸引法又は擦過法によって子宮内膜細胞を採取する

5 指導

体がん細胞診判定が「疑陽性」および「陽性」を要精者とし、精密検査を指導する。